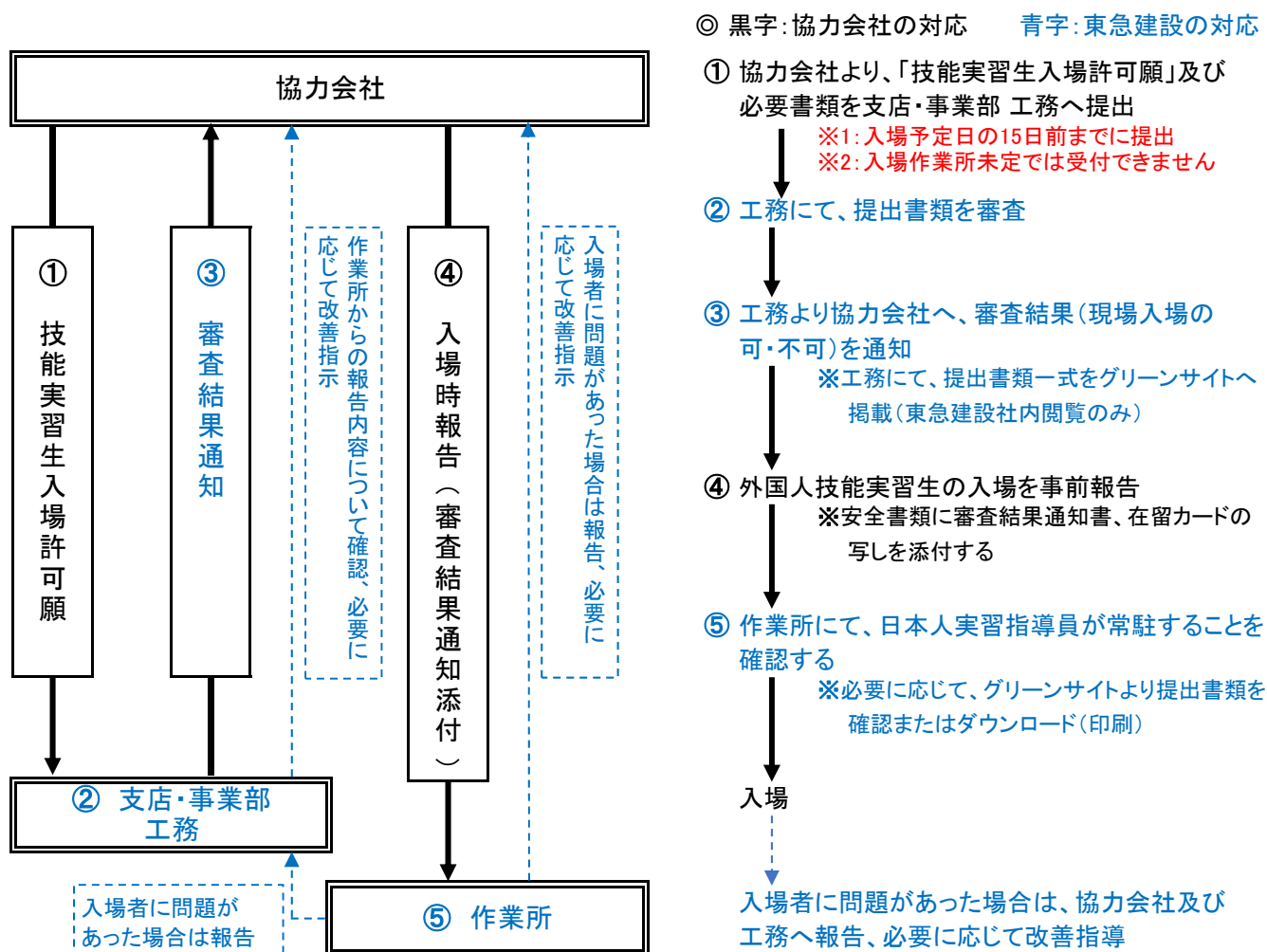


外国人技能実習生受入ルール(建築版)

- ※1: この用紙は、下段の提出書類(提出確認欄)にレ点を入れて許可願と一緒に提出してください。
- ※2: 当社作業所へ入場予定のない実習生については、書類の提出は必要ありません。
- ※3: 都市開発支店・首都圏建築支店・東日本建築支店への提出については、いずれかの支店で申請して許可を得れば、共通で許可したものとします。



提出書類 ※0.以外は写しを提出してください		提出確認	受領確認
0.	外国人技能実習生入場許可願		
1.	技能実習生名簿(4名以上の申請となる場合のみ)		
2.	【技能実習計画認定通知書】と【技能実習計画】		
3.	パスポート(国籍、氏名等と在留許可のある部分)		
4.	在留カード		
5.	受入建設企業と外国人技能実習生との間の雇用条件書		
6.	社会保険加入証明書類(健康保険・厚生年金・雇用保険)		
7.	所定の技能評価試験合格証 (技能実習1号:該当なし、技能実習2号:技能検定基礎級相当、技能実習3号:技能検定3級相当)		
8.	建設キャリアアップシステムカード(登録義務のある者のみ) ※2020年1月以降に申請が受理された受入計画について登録義務化		